

平成20年海事代理士試験

筆記試験問題

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法
5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(6点)

- (1) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の□□□□に基く。
- (2) すべて国民は、健康で□□□□な最低限度の生活を営む権利を有する。
- (3) すべて国民は、□□□□の権利を有し、義務を負ふ。
- (4) 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、□□□□で責任を問はれない。
- (5) 内閣は、行政権の行使について、□□□□に対し連帯して責任を負ふ。
- (6) すべて裁判官は、その□□□□に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所のすべての裁判官を任命する。
- イ. 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ウ. 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- エ. 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- オ. 法律及び政令には、すべて内閣総理大臣が署名し、主任の国务大臣が連署することを必要とする。
- カ. 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- キ. 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを審査する権限を有する唯一の裁判所である。
- ク. 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の議会の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

2. 民法

1. 次の文章は民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の□□□□を有する。
- (2) 学術、芸術、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、□□□□を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。
- (3) 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。
- 一 □□□□行為
 - 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- (4) 動産に関する物権の譲渡は、その動産の□□□□がなければ、第三者に対抗することができない。
- (5) 質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を□□□□し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- (6) 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを□□□□に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 詐欺又は強迫による意思表示は、無効とする。
- イ. 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。
- ウ. 物権の設定及び移転は、登記のみによって、その効力を生ずる。
- エ. 占有権は、代理人によって取得することができない。
- オ. 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付すことができない。
- カ. 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。
- キ. 成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を得なければならない。
- ク. 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

3. 商法

1. 次の文章は、商法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。

(6点)

- (1) 本法ニ於テ船舶トハ□アヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ
- (2) 船舶共有者ハ□イヲ選任スルコトヲ要ス
- (3) 船長ハ其職務ヲ行フニ付キ□ウヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ船舶所有者、傭船者、荷送人其他ノ利害関係人ニ対シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- (4) □エニ於テハ船長ハ航海ノ為メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス
- (5) 船長カ船舶及ヒ積荷ヲシテ共同ノ危険ヲ免レシムル為メ船舶又ハ積荷ニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ□オトス
- (6) 船舶又ハ積荷ノ全部又ハ一部カ海難ニ遭遇セル場合ニ於テ□カナクシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ対シテ相当ノ救助料ヲ請求スルコトヲ得

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為シ且船舶国籍証書ニ之ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス
- イ. 発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ三分ノ一ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
- ウ. 運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム
- エ. 二人以上ノ船荷証券所持人アル場合ニ於テ船長カ未タ運送品ノ引渡ヲ為ササルトキハ原所持人カ最モ先ニ発送シ又ハ引渡シタル証券ヲ所持スル者他ノ所持人ニ先チテ其権利ヲ行フ
- オ. 旅客カ発航前ニ死亡、疾病其他一身ニ関スル不可抗力ニ因リテ航海ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ船舶所有者ハ運送賃ヲ請求スルコトヲ得ス
- カ. 救助料ノ請求権ハ救助ヲ為シタル時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- キ. 保険契約中ニ船長ヲ指定シタルトキト雖モ船長ノ変更ハ契約ノ効力ニ影響ヲ及ホサス
- ク. 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ質権ノ目的ト為スコトヲ得

4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる事務を所管している国土交通省海事局と地方運輸局の内部組織の組み合わせとして、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- (2) モーターボート競走に関すること。
- (3) 船員の教育及び養成に関すること。
- (4) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

(国土交通省海事局)

(地方運輸局)

- | | | |
|-----------|---|--------------|
| (1) 海技資格課 | — | 海事振興部又は海事部 |
| (2) 総務課 | — | 海事振興部又は海事部 |
| (3) 船員政策課 | — | 海上安全環境部又は海事部 |
| (4) 総務課 | — | 海上安全環境部又は海事部 |

2. 次の文章の下線部について、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は正しい語句を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 地方運輸局において、船員の最低賃金及び福利厚生に関する業務を所管しているのは海事振興部(北陸信越運輸局においては海事部)船員労政課である。
- (2) 国土交通省海事局において、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務を所管しているのは安全基準課である。
- (3) 国土交通省海事局において、船員労務官の行う事務の監察に関する事務を所管しているのは船員政策課である。

3. 次に掲げる県を管轄する地方運輸局の名称及びその位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。(3点)

(例) (7) 長崎県

	(7)
名 称	九州運輸局
位 置	福岡県

- (1) 福井県
- (2) 茨城県
- (3) 岡山県

5. 船員法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (12点)

- (1) 船員法において職員とは、ア、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、イとは、職員以外の海員をいう。
- (2) 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、国土交通大臣のウに応じ、船員法及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。
- (3) 労働関係に関する争議行為は、船舶がエの港にあるとき、又はその争議行為によりオ若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。
- (4) 船舶所有者は、雇入契約の不履行についてカを定め、又はキを予定する契約をしてはならない。
- (5) 海員の労働時間の限度は、航海の安全を確保するため臨時の必要がある場合を除いて、1日についてク時間であり、1週間においてケ時間である。
- (6) 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事できない期間及びその後コ日間は解雇してはならない。
- (7) 船舶所有者は、船員の送還に要するサに応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。
- (8) 未成年者が船員となるには、シの許可を受けなければならない。

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 船員法の船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に適用する。
- (2) 航行に関する報告については、必要に応じて電話連絡等の手段を講じればよい。
- (3) 船舶所有者は、船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないときは、雇入契約を解除することができる。
- (4) 船舶が航行中に雇入契約が終了した場合は、次の港に入港してその港における荷物の陸揚げ及び旅客の上陸前まで、その雇入契約は存続するものとみなす。
- (5) 船舶所有者は、年齢18年未満の者を船員として使用してはならない。

3. 船員の一方的意思表示により、雇入契約を解除することができるのはどのようなときか。解除原因の例を3つ挙げよ。 (3点)

6. 船員職業安定法

1. 船員職業安定法及び同法施行規則に関する次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法で「船員派遣元事業主」とは、船員職業安定法第五十五条第一項の許可を受けて、事業を行う者をいう。
- (2) 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で、船員職業安定法第三十四条第一項各号の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、の船員職業紹介事業を行うことができる。
- (3) 派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第八十六条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (4) 船員職業安定法第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をしようとする者は、当該船員派遣事業を廃止した日の翌日から起算して日以内に、船員派遣事業を行うすべての事業所に係る許可証を添えて、第7号様式による船員派遣事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (5) 船員職業安定法第七十六条の規定により、船員派遣元事業主の事業所ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者としてする者の中から選任すること。ただし、船員派遣元事業主（法人である場合は、その役員）を派遣元責任者とすることを妨げない。

【語群】

- | | | | | |
|------------|-----------|----------|------------|-----------|
| 1. 学校 | 2. 無料 | 3. 有料 | 4. 船員を管理 | 5. 自己の雇用 |
| 6. 他人の雇用 | 7. 10 | 8. 30 | 9. 60 | 10. 派遣元管理 |
| 11. 労務管理 | 12. 派遣先管理 | 13. 船員派遣 | 14. 船員労務供給 | |
| 15. 船員職業紹介 | | | | |

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業紹介所の従業者は、船員職業紹介所外において業務に従事するときは、その従業者であることを証明する証明書を携帯し、当該官吏又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 労働組合等は、国土交通大臣に届け出て、無料の船員労務供給事業を行うことができる。
- (3) 船員派遣元事業主は、船員職業安定法第六十一条第一項の規定による変更の届出

をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

- (4) 船員職業安定法第七十七条第二項の規定による派遣元管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、船員派遣の期間の開始の日とする。
- (5) 船員職業安定法第五十八条第三項の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、国土交通省令で定める手数料として再交付を受けようとする許可証一枚につき三千円を納付しなければならない。

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (8点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び等を定め、もって船舶のを図ることを目的とする。
- (2) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。
- (3) 海技試験を受験する際の乗船履歴として認めない履歴は、試験開始期日からさかのぼり、年を超える前の履歴等である。
- (4) 海技士は、本籍の都道府県名若しくはに変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。
- (5) 乗船履歴の乗船期間を計算するには、の日から起算し、末日は終了しないときでもとして算入する。
- (6) 海技士は、海技免状を滅失し、又はしたときは、海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。

2. 次の文章中の に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (6点)

現に交付を受けている海技免状の有効期間はで、更新を行わずに有効期間が満了したときは、免状が失効し、その免状では引き続き船舶に乗り組むことができなくなるので、有効期間内に更新の手続きを行う必要がある。更新の手続きは、有効期間が満了する前から行うことができる。更新を申請する者は、以下の①～⑥の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技免状更新申請書
- ② 海技士証明書又は第一種合格証明書若しくは第二種合格証明書
- ③ 次のいずれかの書類
 - (1) を有することを証明する書類
 - (2) を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者であることを証明する書類
 - (3) を修了したことを証明する書類
- ④ 海技免状用写真票
- ⑤ 手数料の納付書
- ⑥ の提示（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の場合）

3. 六級海技士（航海）の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならぬ免許講習の課程を3つあげよ。 (3点)

4. 五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士（航海）の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

- ① 総トン数8トンの船舶に、一級小型船舶操縦士の資格で、船長として1年乗船した履歴
- ② 総トン数19トンの船舶に乗り組み、1年4ヶ月船舶の運航に携わった履歴
- ③ 総トン数30トンの船舶に、六級海技士（航海）の資格で、一等航海士として7ヶ月乗り組んだ履歴

の3つの異なる乗船履歴を有する者の場合

- (1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。 (1点)
- (2) その理由となる規則の説明及び計算方法を述べよ。 (2点)

8. 海上運送法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)

- (1) 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣のアを受けなければならない。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、不当なイをしてはならない。
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のウまでに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業を經營する法人の合併及びエは、国土交通大臣のオを受けなければならない。
- (5) 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日のカ（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、キ）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (6) 貨物定期航路事業者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積みの穀類その他大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する場合には、クを定め、これを実施する前に、公示しなければならない。
- (7) 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、ケの運送をしてはならない。
- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
 - 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの
- (8) 海上運送法の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をするコ事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。
- 一 総トン数五トン未満の船舶
 - 二 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

9. 港湾運送事業法

1. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業法上の港湾運送事業の種類は、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業の4つである。
- (2) 港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。
- (3) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命じなければならない。
- (4) 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。
- (5) 港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行わなければならない。

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の□アを受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その日から□イ以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもつてこれを□ウに寄託することができる。
- (4) 港湾運送事業法上の「港湾」の水域は、政令で定めるものを除くほか、□エに基づく港の区域をいう。
- (5) □オ事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業をいう。

【語群】

- | | | | | |
|----------|-----------|--------|----------|----------|
| 1. 審査 | 2. 許可 | 3. 港則法 | 4. 検数 | 5. 港湾管理者 |
| 6. 荷主 | 7. 利用者 | 8. 検量 | 9. 倉庫営業者 | 10. 三十日 |
| 11. 港湾法 | 12. 海上運送法 | 13. 認可 | 14. 鑑定 | 15. 六十日 |
| 16. 事業計画 | | | | |

10. 内航海運業法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)

- (1) この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。）以外の船舶による海上におけるの運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもがにあるものをいう。
- 一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟
 - 二 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船
- (2) 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係るの運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 内航海運業者は、規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 内航海運業者は、そのを他人に内航海運業のため利用させてはならない。
- (5) 内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報をしなければならない。
- (6) 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数又は長さのものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (7) 内航海運業法の規定は、もつぱら湖、沼又はにおいて営む内航海運業に相当する事業に準用する。
- (8) 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者は、法第十九条の五第一項（人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く。）及び第二項並びに第二十条第一項 及び第三項（同法第三十三条 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をしなくてもよい。

※ 第三条第二項の届出 . . . 事業開始の届出

1 1. 港則法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。 (10点)

- (1) 特定港に入港した場合において「ア」があらかじめ定まっているときは、入港届に代えて、船舶の名称、種類、国籍等を記載した入出港届を提出してもよい。
- (2) 「イ」を航行区域とする日本船舶は、入出港の届出をすることを要しない。
- (3) 総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶（阪神港「ウ」区に停泊しようとする船舶を除く。）は、「エ」港、阪神港及び関門港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所の「オ」を受けなければならない。
- (4) 船舶は、特定港において危険物の積込、「カ」又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。
- (5) 特定港内において「キ」を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内において「ク」をけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (6) 「ケ」その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。
- (7) 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又は「コ」しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

12. 海上交通安全法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (10点)

- (1) 海上交通安全法では、航路として東京湾に浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を、伊勢湾に航路を、瀬戸内海に航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路及び来島海峡航路を定めている。
- (2) ばら積みの引火性液体類を積載していた総トン数トン以上の船舶で当該危険物を荷卸し後を行ない、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、海上交通安全法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。
- (3) 巨大船、積載している危険物がである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のまでに、船舶の名称、総トン数等を通報しなければならない。航路入航予定時刻のまでの間においてその通報した事項に関し変更があったときは、当該航路入航予定時刻のにその旨を通報し、以後その通報した事項に関し変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。
- (4) 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等のの障害の発生によりの危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。
- (5) 航路又はその周辺の海域において工事等をしようとする者は、当該行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下の語群から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書をに提出しなければならない。
- (2) 海洋施設の設置の届出をした者は、その届出に係る事項について変更があったときは、遅延なく、国土交通省令で定めるところによりに届け出なければならない。
- (3) 船舶所有者は、船舶を一定の廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶についての登録を受けなければならない。
- (4) 原動機製作者等は、当該原動機が船舶に設置される前に当該原動機からの窒素酸化物の放出量が政令で定める放出基準に適合するものであることについて、の行う確認を受けなければならない。
- (5) 検査対象船舶は、有効な海洋汚染防止証書又はの公布を受けているものでなければ航行の用に供してはならない。

【語群】

- | | | |
|--|---|--|
| (1) (イ)国土交通大臣
(ロ)海上保安庁長官
(ハ)地方運輸局長 | (2) (イ)国土交通大臣
(ロ)海上保安庁長官
(ハ)地方運輸局長 | (3) (イ)国土交通大臣
(ロ)海上保安庁長官
(ハ)地方運輸局長 |
| (4) (イ)国土交通大臣
(ロ)環境大臣
(ハ)海上保安庁長官 | (5) (イ)臨時海洋汚染防止証書
(ロ)油濁防止緊急措置手引書
(ハ)有害液体物質記録簿 | |

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 自家用廃油処理施設により廃油の処理を行おうとする者は、施設の設置の工事の開始の三十日前までに国土交通大臣に届けなければならない。
- (2) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (3) 廃油処理業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (4) 港湾管理者及び漁港管理者である廃油処理事業者は、廃油処理施設の設置の場所、

その収集の対象となる廃油を廃棄する船舶の存する海域、廃油処理設備の種類及び能力、処理する廃油の種類の内いずれかを変更しようとするときは、その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日（工事を要しないときはその変更の日）の三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- (5) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

14. 船舶法

1. 次の文章は船舶法の条文である。□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。

(10点)

- (1) 日本船舶ノ所有者ハ□ア□ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル□イ□ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (2) 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其□ウ□ヨリ□エ□間内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ□オ□シタルトキ亦同シ
- (3) 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其□カ□ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船籍港ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ□キ□ヲ請受クルコトヲ得
- (4) 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其□ク□ヨリ□ケ□間内ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (5) 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□コ□ヲ超ユルコトヲ得ス

【語群】

- | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|------------|---------|--------|
| 1. 登記所 | 2. 管海官庁 | 3. 船級協会 | 4. 領事 | 5. 十日 | |
| 6. 一週 | 7. 二十日 | 8. 二週 | 9. 一个月 | 10. 六个月 | |
| 11. 一年 | 12. 二年 | 13. 四年 | 14. 五年 | 15. 滅失 | 16. 毀損 |
| 17. 沈没 | 18. 失効 | 19. 登記 | 20. 届出 | 21. 登録 | |
| 22. 事実ヲ知リタル日 | 23. 事実ガ生ジタル日 | 24. 登録ヲ為シタル日 | | | |
| 25. 船籍港 | 26. 造船地 | 27. 取得地 | 28. 船舶国籍証書 | | |
| 29. 仮船舶国籍証書 | | | | | |

2. 次の文章は、船舶法体系に規定する内容について記載したものである。□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の語句は、複数回使用することができる。

(10点)

- (1) 日本の法令により設立された会社であって、その□ア□及び業務を執行する役員
の3分の2以上が日本国民であるものが所有する船舶は日本船舶である。
- (2) 日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船長
を2年以下の懲役又は□イ□以下の罰金に処する。
- (3) 新たに船舶の登録を申請する場合は、船舶所有者は申請書に□ウ□を添えて管海
官庁に申請する必要がある。
- (4) 日本船舶の所有者は、国土交通大臣の指定した期日又は延期された期日までに船
舶国籍証書を管海官庁に提出し、□エ□を受けなければならない。

- (5) 日本船舶はその名称、船籍港、番号、、喫水の尺度その他の事項を標示しなければならない。
- (6) 日本船舶が外国に航行する途中において船舶国籍証書が滅失もしくは毀損し、又は記載事項に変更が生じたときは、は最初に到着した地において仮船舶国籍証書の交付を受けることができる。
- (7) 総トン数の船舶には信号符字を点附しなければならない。
- (8) 日本船舶が滅失若しくは沈没したとき、解撤されたとき、を喪失したとき又は船舶法第20条に掲げる船舶となったときは、船舶所有者は抹消登録を行う必要がある。
- (9) 外国において取得した船舶を外国の各港の間において航行させようとするときは、船舶所有者はにその船舶の測度を申請することができる。
- (10) 日本船舶のうち、総トン数の船舶は、船舶登録等の制度の適用除外となっている。

【語群】

- | | | | | |
|----------------|----------------|-------------|-------------|---------|
| 1. 船舶所有者 | 2. 船長 | 3. 乗組員 | 4. 100万円 | 5. 50万円 |
| 6. 10万円 | 7. 5万円 | 8. 5トン未満 | 9. 5トン以上 | |
| 10. 20トン未満 | 11. 20トン以上 | 12. 99トン未満 | 13. 99トン以上 | |
| 14. 100トン未満 | 15. 100トン以上 | 16. 200トン未満 | 17. 200トン以上 | |
| 18. 株主の全員 | 19. 株主の3分の2以上 | 20. 管海官庁 | 21. 日本の領事 | |
| 22. 従業員の全員 | 23. 従業員の3分の2以上 | 24. 代表者の全員 | | |
| 25. 代表者の3分の2以上 | 26. 臨検調査書 | 27. 船舶検査証書 | | |
| 28. 船舶検査 | 29. 検認 | 30. 登録 | 31. 測度 | 32. 書換 |
| 33. 総トン数 | 34. 純トン数 | 35. 載貨重量トン数 | 36. 進水の年月 | |
| 37. 日本の国旗 | 38. 船舶件名書 | 39. 建造許可書 | | |
| 40. 日本の国籍 | 41. 登記簿の謄本 | 42. 登記簿の抄本 | | |

15. 船舶安全法

1. 次の各文は船舶安全法に関する文章である。□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。ただし、数字を記入する場合は漢数字で記入すること。(15点)

- (1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ□ア□ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル□イ□ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (2) 船舶安全法第三条(満載喫水線の標示)において、「満載喫水線ヲ標示スルコトヲ要ス」船舶として、第一号に「遠洋区域又ハ近海区域ヲ航行区域トスル船舶」、第二号に「沿海区域ヲ航行区域トスル長さ□ウ□メートル以上ノ船舶」、第三号に「総噸数□エ□噸以上ノ漁船」が定められている。ただし同法第三十二条(施設強制の規定の不適用)において、「総噸数□エ□噸未満ノ□オ□」には当分の間適用しないことが定められている。
- (3) 船舶検査証書ノ有効期間ハ五年トス但シ□カ□ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ□キ□ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六年トス
- (4) □ク□とは東は東経百七十五度、南は南緯十一度、西は東経九十四度、北は北緯六十三度の線により囲まれた水域をいう。
- (5) 管海官庁ハ船舶ノ検査ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテ□ケ□ヲ交付スベシ
- (6) 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ□コ□ヲ置キタルトキハ之ヲ□コ□ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ□サ□ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス
- (7) 国土交通大臣の登録を受けた□シ□の検査を受け□ス□の登録がなされた□セ□以外の船舶は、□ス□の登録を有する間、国の、□ソ□以外の検査に合格したものと見なされる。

2. 次の各文は、船舶安全法に関する文章である。□に入る適切な語句を次のページの語群から選び、その番号を回答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶安全法第五条による検査は、□ア□を管轄する管海官庁が行う。
- (2) 管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ其ノ航行区域(漁船ニ付テハ□イ□)、□ウ□、制限汽圧及満載喫水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書及船舶検査済票(小型船舶ニ限ル)ヲ交付スベシ
- (3) 旅客船とは、□エ□を超える旅客定員を有する船舶をいう。
- (4) 管海官庁は、臨時航行検査に合格した船舶に対して□オ□を交付する。

【語群】

- | | | | |
|-------------|------------|----------|------------|
| 1. 船籍港 | 2. 船舶の所在地 | 3. 総トン数 | 4. 最大搭載人員 |
| 5. 11人 | 6. 12人 | 7. 13人 | 8. 臨時航行許可証 |
| 9. 臨時航行検査証書 | 10. 臨時書換証書 | 11. 従業制限 | 12. 就業水域 |

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、船舶のトン数の測度に関する法律の条文を引用したものである。□に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の□ア□及び□イ□の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の□ウ□を表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (3) □エ□は、次に掲げる場合には、その事実を知った日から□オ□以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は□カ□されたとき。
 - 二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。
 - 三 船舶の存否が□キ□不明になったとき。
 - 四 船舶が□ク□に従事する船舶でなくなつたとき。
 - 五 船舶が長さ□ケ□以上の船舶でなくなつたとき。
- (4) 長さ□ケ□未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を□ク□に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及び純トン数を記載した書面（以下「□コ□」という。）の交付を受けることができる。

【語群】

- | | | | | |
|------------|-------------|----------|-----------|-----------|
| 1. 検査 | 2. 測度 | 3. 検認 | 4. 国籍証明書 | 5. 船舶国籍証書 |
| 6. 国際トン数証書 | 7. 国際トン数確認書 | 8. 大きさ | 9. 重さ | |
| 10. 貨物積載量 | 11. 船長 | 12. 機関長 | 13. 船舶所有者 | 14. 一週間 |
| 15. 二週間 | 16. 三週間 | 17. 臨検 | 18. 解撤 | 19. 一箇月間 |
| 20. 二箇月間 | 21. 三箇月間 | 22. 国際航海 | 23. 国内航海 | |
| 24. 十二メートル | 25. 二十四メートル | | | |

17. 造船法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。 (10点)

(1) 総トン数アトン以上又は長さイメートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

なお、平均潮高時におけるウ (せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。) の長さがエメートル未満の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平坦部の長さがエメートル未満のドックに係る許可は、工場の所在地を管轄する地方運輸局長 (運輸監理部長を含む。) に委任されている。

(2) 次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。

① 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業

② 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数オトン以上又は長さカメートル以上のものの製造又は修繕をする事業

③ 軸馬力キ馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業

④ 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

また、上記事業を営む者が、その事業を休止又は廃止したときは、休止又は廃止の日からク以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(3) 船舶用機関等施設状況報告書Aは、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造又は修繕を行なうための工場 (事業場を含む。) を有する者であって、常時ケ人以上の従業員を使用しているものが、毎年、二月十五日までに国土交通大臣に次の事項を報告するものである。

① 施設の概要

② コ

③ 生産能力

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、□ア等の設置、□イ措置の実施、□ウの選任、船舶保安管理者の選任、□エの実施、船舶保安記録簿の備付け並びに□オの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う定期検査を受けなければならない。
国土交通大臣は、当該検査の結果、要件を満たしているとき、当該国際航海日本船舶に対し、□カを交付しなければならない。
- (2) 船舶保安管理者は、国際航海日本船舶の□キに関する業務を管理しなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省の定めるところにより、船舶保安記録簿を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。当該船舶保安記録簿は、最後の記載をした日から□ク年間、当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。
- (4) □アは、船舶に対する□ケが発生した場合に、速やかにその旨を□コに伝達する機能を有する装置である。